

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
12	児童手当関連に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

あきる野市は、児童手当関連事務における特定個人情報ファイルの取り扱いについて、特定個人情報の漏えいその他事態の発生によるリスクを分析し、個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を充分認識するとともに、このようなリスクを軽減するための適切な措置を講じることを宣言する。

特記事項

全職員が毎年セキュリティ研修を受講している。

評価実施機関名

あきる野市長

公表日

令和2年6月30日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	児童手当関連に関する事務
②事務の概要	<p>児童手当法に基づき、児童手当又は特例給付の支給に関する事務。 特定個人情報ファイルは、以下の事務に使用する。</p> <p>①児童手当及び特例給付対象者の資格の確認、配偶者の所得の確認 ②現況受付の確認 ③支払い管理の確認 ④統計処理の確認</p> <p>一部の事務については、現行の窓口や郵送での書類の受け付け以外に、マイナポータルサービス検索・電子申請機能での受け付けを行う。また、現行の郵送等での通知以外にマイナポータルのお知らせ機能での通知を行う。</p>
③システムの名称	児童手当システム、団体内統合宛名管理システム、中間サーバー、マイナポータルサービス検索・電子申請機能・お知らせ機能
2. 特定個人情報ファイル名	
児童手当台帳ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一 56項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第44条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	<p>1. 情報提供の根拠 (1) 番号法第19条第7号 別表第二 26、87の各項 (2) 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 19、44の各条</p> <p>2. 情報照会の根拠 (1) 番号法第19条第7号 別表第二 74、75の各項 (2) 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 40、40の2の各条</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	子ども家庭部子ども政策課
②所属長の役職名	子ども家庭部子ども政策課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒197-0814 東京都あきる野市二宮350番地 総務部総務課法規係 電話042-558-1111(代)
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒197-0814 東京都あきる野市二宮350番地 子ども家庭部子ども政策課 電話042-558-1111(代)

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和2年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和2年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [<input type="radio"/>] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年4月1日	I 関連情報 5.評価実施機関における担当部署 ①部署	子ども家庭部子育て支援課	子ども家庭部子ども政策課	事後	組織改正による
平成29年4月1日	I 関連情報 5.評価実施機関における担当部署 ①部署	子ども家庭部子育て支援課長 町田 加奈枝	子ども家庭部子ども政策課長 岡部 健二	事後	人事異動による
平成29年4月1日	I 関連情報 8.特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 連絡先	〒197-0814 あきる野市二宮350番地子ども家庭部子育て支援課 電話042-558-1111(代)	〒197-0814 あきる野市二宮350番地子ども家庭部子ども政策課 電話042-558-1111(代)	事後	組織改正による
平成29年4月1日	IIしきい値判断項目 1.対象人数 いつ時点の計数か	平成28年4月1日 時点	平成29年4月1日 時点	事後	
平成29年4月1日	IIしきい値判断項目 2.取扱者数 いつ時点の計数か	平成28年4月1日 時点	平成29年4月1日 時点		
平成30年4月1日	I 関連情報 5.評価実施機関における担当部署 ②所属長	子ども家庭部子ども政策課長 岡部 健二	子ども家庭部子ども政策課長 高橋 玄德	事後	人事異動による

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年4月1日	Ⅱしきい値判断項目 1.対象人数 いつ時点の計数か	平成29年4月1日 時点	平成30年4月1日 時点		「Ⅱしきい値判断項目」については、次年度以降、基礎項目評価書から重点項目評価書に変更となる場合に行うものとする。
平成30年4月1日	Ⅱしきい値判断項目 2.取扱者数 いつ時点の計数か	平成29年4月1日 時点	平成30年4月1日 時点		「Ⅱしきい値判断項目」については、次年度以降、基礎項目評価書から重点項目評価書に変更となる場合に行うものとする。
平成30年5月21日	I 関連情報5. 評価実施機関における担当部署②所属長の役職	子ども家庭部子ども政策課長 高橋 玄德	子ども家庭部子ども政策課長	事後	特定個人情報保護評価に関する規則の一部を改正する個人情報保護委員会規則(平成30年個人情報保護委員会規則第2号。)及び特定個人情報保護評価指針の一部を変更する件(平成30年個人情報保護委員会告示第2号。)により、所属長氏名の記載廃止
平成30年6月1日	I 関連情報 1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	児童手当法に基づき、児童手当又は特例給付の支給に関する事務。特定個人情報ファイルは、以下の事務に使用する。①児童手当及び特例給付対象者の資格の確認、配偶者の所得の確認②現況受付の確認③支払い管理の確認④統計処理の確認	【追加】一部の事務については、現行の窓口や郵送での書類の受付け以外に、マイナポータルでのサービス検索・電子申請機能での受付けを行う。また、現行の郵送等での通知以外にマイナポータルのお知らせ機能での通知を行う。	事後	子育てワンストップサービスの導入

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年6月1日	I 関連情報 1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	児童手当システム、団体内統合宛名管理システム、中間サーバ	児童手当システム、団体内統合宛名管理システム、中間サーバ、マイナポータルサービス検索・電子申請機能・お知らせ機能	事後	子育てワンストップサービスの導入
令和1年6月28日	IVリスク対策	なし	IVリスク対策 「1～9」項目新規追加	事後	特定個人情報保護評価に関する規則の一部を改正する個人情報保護委員会規則(平成30年個人情報保護委員会規則第2号。)及び特定個人情報保護評価指針の一部を変更する件(平成30年個人情報保護委員会告示第2号。)により、リスク対策の記載追加
令和1年6月28日	IIしきい値判断項目 3.対象人数 評価対象の事務の対象人数は何人か	1,000人以上1万人未満	1万人以上10万人未満	事後	事務手続き見直しの為
令和1年6月28日	I 関連情報 3.個人番号の利用法令上の根拠	番号法9条第1項 別表第一 第56項	番号法第9条第1項 別表第一 56項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第44条	事後	事務手続き見直しの為

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月28日	I 関連情報 4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携②法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二(74、75、26、30、87の項)	<p>1. 情報提供の根拠 (1) 番号法第19条第7号 別表第二 26、30、87の各項 (2) 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 19、44の各条</p> <p>2. 情報照会の根拠 (1) 番号法第19条第7号 別表第二 74、75の各項 (2) 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第40条</p>	事後	事務手続き見直しの為
令和2年4月1日	再実施	なし	特定個人情報保護評価に関する規則第15条及び特定個人情報保護評価指針に基づき、5年経過前に特定個人情報保護評価を再実施した。	事後	新型コロナウイルス感染症の発生に伴い、当該評価の調整が困難であったため